

事務連絡
平成20年1月21日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
企画法令係

国保保険料算定ワークシートに係る数値（予算確定後版）の送付について

平素より国民健康保険の運営にご尽力賜り深く御礼申し上げます。

さて、国保保険料の賦課総額算出の考え方につきましては、平成19年8月6日の全国会議で「国保保険料算定ワークシート」という形でお示しし、その算定に必要な数値等は、平成19年11月22日付け事務連絡で平成20年度予算要求時の数値等につきお示ししたところです。この度、平成20年度予算確定時における数値等につき取りまとめましたので送付いたします。

また、「(直営診療施設勘定) 嶸入歳出予算の款項の区分及び目節の区分（案）」「(国保組合) 嶌入歳出予算の款項の区分及び目節の区分（案）」についても、併せて送付させていただきます。つきましては、貴都道府県内の周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

担当：厚生労働省保険局国民健康保険課
企画法令係 角園・大瀧（おおすき）
直通 03-3595-2565
Eメール kokuho@mhlw.go.jp

〈平成20年度予算確定時の数値について〉 ※ 今回、変更があった係数等は赤字でお示ししているところです。

○ 加入者1人当たりの負担調整対象見込額 96円

※ 保険局総務課老人医療企画室で示す見込額が11ヶ月分のため12ヶ月分に割り戻し $88\text{円} \div 11 \times 12 = \underline{96\text{円}}$

○ 前期高齢者に係る事務費拠出金単価 13.7円 → 6円

※ 保険局総務課老人医療企画室で示す見込額が11ヶ月分のため12ヶ月分に割り戻し $5.5\text{円} \div 11 \times 12 = \underline{6\text{円}}$

○ 調整金額の算定率 0.019766 → 0.025076

○ 老人医療拠出金に係る事務費拠出単価 13.7円 → 3.4円 ※ 1月分の額

○ 老人医療拠出金に係る審査支払手数料単価 111.6円

○ 被保険者1人当たり後期高齢者支援金見込額 41,358円 → 41,703円

※ 保険局総務課老人医療企画室で示す見込額が11ヶ月分のため12ヶ月分に割り戻し $38,227\text{円} \div 11 \times 12 = \underline{41,703\text{円}}$

○ 被保険者1人当たり病床転換支援金見込額 24.3円

○ 補正後全保険者の前期高齢者加入者率見込値 0.128 → **0.124**

※ 全保険者の前期高齢者加入者率見込値 0.11371835

※ 概算補正係数 1.08870

※ 0.11371835 × 1.08870 = 0.124

○ 全保険者の前期高齢者 1人当たり医療給付見込費 372,427円 → **410,790円**

※ 保険局総務課老人医療企画室で示す見込費が11ヶ月分のため12ヶ月分に割り戻し $376,557 \text{円} \div 11 \times 12 = 410,790 \text{円}$

○ 後期高齢者に係る事務費拠出金単価 13.7円 → **6.6円**

※ 保険局総務課老人医療企画室で示す見込額が11ヶ月分のため12ヶ月分に割り戻し $(5.4 \text{円} + 0.6) \div 11 \times 12 = 6.6 \text{円}$

※ 病床転換支援金の事務費拠出金(0.6円)含む

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定(参考例)

平成20年度の賦課総額(あらい試算)		
歳 出	保険給付費(食事療養費等含む) ※1	千円
	前期高齢者納付金 ※2	千円
	前期高齢者交付金に係る事務費拠出金	
	老人医療費拠出金 ※3	千円
	特定健診・保健指導に要する費用	千円
	その他保健事業に要する費用	千円
	保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金 ※4	(注) 千円
	その他事業費 ※5	千円
	歳出計 (I)	千円
	療養給付費等負担金 ※6	千円
歳 入	調整交付金	千円
	都道府県調整交付金	千円
	前期高齢者交付金	千円
	退職被保険者等に係る老人医療費拠出金及び前期高齢者交付金相当額	千円
	特定健診等に係る国及び都道府県負担金	千円
	一般会計繰入金 ※7	千円
	保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金等 ※8	(注) 千円
	その他収入	千円
	歳入計 (II)	千円
差 引	保険料収納必要額(I - II)	千円
賦課総額(保険料収納必要額 ÷ 収納予定率)		
応能・応益 按分	均等割総額	千円
	平等割総額	千円
	資産割総額	千円
	所得割総額	千円
一般世帯 の状況	一般被保険者	人
	一般世帯数	世帯
	有効総所得金額	千円
保険料率	均等割	円
	平等割	円
	資産割	円
	所得割	率

シート1の①

シート2の1の①

シート2の1の②

シート2の1の③

シート2の2の①

シート3の①

シート4の①

シート5の1の①

シート5の2の①

シート6の①

収納予定率

均等割率

平等割率

資産割率

所得割率

※1 保険給付費は、H20年3月分とH20年4月分～H21年2月分(11ヶ月)の合算額

※2 前期高齢者加入率が全保険者の前期高齢者加入率より高い場合は交付金となり、低い場合は納付金となる。市町村国保では、ほぼすべてが交付金となる。[前期高齢者交付金がある市町村の場合は、前期高齢者納付金は負担調整対象見込額のみ。](#)

※3 老人医療費拠出金は、H20年3月分老人医療費拠出金、H18年度老人医療費拠出金精算金とH20年3月分老人医療費拠出金に係る事務費拠出金の合算額

※4 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金と高額医療費共同事業事務費拠出金の合算額

※5 出産一時金、葬祭費(後期高齢者分は除く)等

※6 療養給付費等負担金については、保険給付費から基盤安定繰入金の2分の1に相当する額、前期高齢者交付金、退職被保険者等に係る前期高齢者交付金を差し引いた額と、老人医療費拠出金から退職被保険者等に係る老人医療費拠出金を差し引いた額の合算額に34%を乗じた額

※7 基盤安定繰入金以外の法定繰入分

※8 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金等は、保険財政共同安定化事業交付金、高額医療費共同安定化事業交付金の合算額と国・都道府県の高額医療費共同事業負担金

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定(参考例)

平成20年度の賦課総額(あらい試算)		
歳 出	後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額 ※	千円
	歳出計 (I)	千円
	療養給付費負担金	千円
	調整交付金	千円
	都道府県調整交付金	千円
歳 入	退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額	千円
	一般会計繰入金	千円
	その他収入	千円
	歳入計 (II)	千円
差 引	保険料収納必要額(I - II)	千円
	賦課総額(保険料収納必要額 ÷ 収納予定率)	千円
応能・応益 按分	均等割総額	千円
	平等割総額	千円
	資産割総額	千円
	所得割総額	千円
一般世帯 の状況	一般被保険者	人
	一般世帯数	世帯
	有効総所得金額	千円
保険料率	均等割	円
	平等割	円
	資産割	円
	所得割	率

シート7の①

シート8の①

収納予定率

均等割率

平等割率

資産割率

所得割率

※ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額は、後期高齢者支援金、病床転換支援金と後期高齢者支援金に係る事務費拠出金の合算額

平成20年度の給付費試算(11ヶ月分)(参考例)

2割負担の0～2歳
の給付率を入力

3～69歳の給付
率を入力

3割負担の3～69歳の給付率の値と1
割負担の70～74歳の給付率の値の平
均値を入力(単純平均値)

※ H18年度決算の数値を使用し、負担区分ごと(0～2歳、3～69歳、70～74歳)の全体医療費金額、全体給付費をもとに計算していくことを前提として試算例を示している。

区分	年齢階層	1人当医療費試算	1人当医療費	給付費試算	給付率	1人当給付費	H20/人員	給付費(円)	伸び率(倍)※5	補正後給付費(円)
一 般	0～2歳			H18年度給付率	※1					
	3～6歳	0～2歳1人当医療費×0.51(階 層差) ※2		3割→2割補正						
	7～64歳	3～69歳1人当医療費－(3～6 +65～69) ※3		H18年度給付率	※1					
	65～69歳	70～74歳1人当医療費×0.71 (階層差) ※4		H18年度給付率						
	70～74歳			1割→2割補正						
	65～74歳計	再掲								
計										

各自治体独自に算出した伸
び率を入力

$$A \times 11/12 = H20\text{年度分給付費}(11\text{ヶ月})$$

H20年3月分給付費

+

H20年度分給付費(11ヶ月)

=

保険給付費 ①

※1 H18年度給付率は、H18年度全体給付費(決算値)÷H18年度全体医療費(決算値)で算出。

※2 階層差0.51は、0～2歳から3～6歳を推計するための率。3～6歳の全国平均1人当たり医療費÷0～2歳の全国平均1人当たり医療費で算出。

※3 7～64歳は、3～69歳の総医療費から7歳未満65歳以上の推計医療費を差し引き、人数で割り戻す。

※4 階層差0.71は、70～74歳から65～69歳を推計するための率。65～69歳の全国平均1人当たり医療費÷70～74歳の全国平均1人当たり医療費で算出。

※5 H19年度からH20年度への伸び率は、過去3年の伸び率等を使用する等、各保険者において実績を勘案した伸び率を使用すること。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳出分)

1. 前期高齢者納付金(負担調整見込額)に係る事務費拠出金

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{加入者1人当たりの負担調整対象見込額(円)}} \times \boxed{0\sim74\text{歳の被保険者数(人)}} \times \boxed{11/12} = \boxed{\text{前期高齢者納付金(円)}} \\ \boxed{96.0} \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \boxed{①} \end{array}$$

2. 前期高齢者交付金に係る事務費拠出金

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{前期高齢者に係る事務費拠出金単価(円)}} \times \boxed{0\sim74\text{歳の被保険者数(人)}} \times \boxed{11/12} = \boxed{\text{前期高齢者交付金に係る事務費拠出金(円)}} \\ \boxed{6.0} \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \boxed{②} \end{array}$$

3. 老人医療費拠出金

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{H20年3月分概算老人医療費拠出金(円)}} + \boxed{\text{H18年度老人医療費拠出精算金(円)}} + \boxed{\text{H20年3月分老人医療費拠出金に係る事務費拠出金(円)}} = \boxed{\text{老人医療費拠出金(円)}} \\ \boxed{A} \qquad \boxed{B} \qquad \boxed{C} \qquad \qquad \qquad \boxed{③} \end{array}$$

(1) H20年3月分概算老人医療費拠出金分

$$\boxed{\text{H20年3月分概算老人医療費拠出金(円)}} \\ \boxed{A}$$

(2) H18年度老人医療費拠出金精算分

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{H18年度確定老人医療費拠出金(円)}} - \boxed{\text{H18年度概算老人医療費拠出金(円)}} + \left\{ \boxed{\text{H18年度確定老人医療費拠出金(円)}} - \boxed{\text{H18年度概算老人医療費拠出金(円)}} \right\} \times \boxed{\text{調整金額の算定率}} = \boxed{\text{H18年度老人医療費拠出精算金(円)}} \\ \boxed{} \qquad \boxed{} \qquad \boxed{} \qquad \boxed{} \qquad \boxed{0.025076} \qquad \boxed{B} \end{array}$$

調整金額

(3) H20年3月分老人医療費拠出金に係る事務費拠出金

$$\left\{ \boxed{\text{老人医療費拠出金に係る事務費拠出金単価(円)}} \times \boxed{0\sim74\text{歳の被保険者数(人)}} \right\} + \left\{ \boxed{\text{老人医療費拠出金に係る審査事務費拠出金単価(円)}} \times \boxed{\text{審査件数(件)}} \right\} = \boxed{\text{H20年3月分老人医療費拠出金に係る事務費拠出金(円)}} \\ \boxed{3.4 \text{ (注1)}} \qquad \boxed{111.6} \qquad \qquad \qquad \boxed{C}$$

注1:1月分

(凡例)

 は、全制度を通じて算出される値である。

 は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳出分)

4. 特定健診・特定保健指導に要する費用

$$\boxed{\text{特定健診に要する費用(円)}} + \boxed{\text{特定保健指導に要する費用(40~64歳)(円)}} + \boxed{\text{特定保健指導に要する費用(65~74歳)(円)}} = \boxed{\text{特定健診・保健指導に要する費用(円)}}$$

A **B** **C** **①**

(1)特定健診に要する費用

$$\boxed{\text{H20年度単価(円)}} \times \boxed{\text{健診対象者見込数(人)}} \times \boxed{\text{受診予定率}} = \boxed{\text{特定健診に要する費用(円)}}$$

H20年度単価(円)
(40~64歳分)
(65~74歳分)

健診対象者見込数(人)

受診予定率

A

(2)特定保健指導に要する費用(40~64歳)

$$\boxed{\text{H20年度単価(円)}} \times \boxed{\text{健診対象者見込数(40~64歳)(人)}} \times \boxed{\text{受診予定率}} \times \boxed{\text{保健指導対象者率(%)}} \times \boxed{\text{保健指導実施率}} = \boxed{\text{特定保健指導に要する費用(40~64歳)(円)}}$$

H20年度単価(円)

**動機付け支援
積極的支援**

健診対象者見込数(40~64歳)(人)

受診予定率

保健指導対象者率(%)
0.110
0.152

保健指導実施率

B

(3)特定保健指導に要する費用(65~74歳)

$$\boxed{\text{H20年度単価(円)}} \times \boxed{\text{健診対象者見込数(65~74歳)(人)}} \times \boxed{\text{受診予定率}} \times \boxed{\text{保健指導対象者率(%)}} \times \boxed{\text{保健指導実施率}} = \boxed{\text{特定保健指導に要する費用(65~74歳)(円)}}$$

H20年度単価(円)

動機付け支援

健診対象者見込数(65~74歳)(人)

受診予定率

保健指導対象者率(%)
0.210

保健指導実施率

C

※平成20年度単価は、自己負担額を除く実施(契約)予定単価を使用

(凡 例)

 は、全制度を通じて算出される値である。

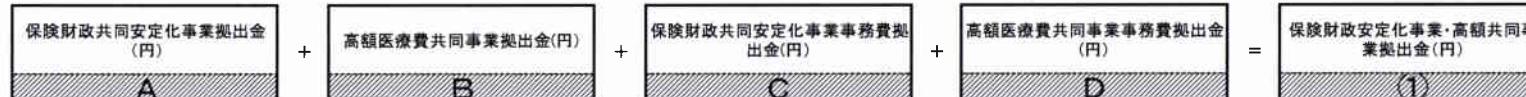
 は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳出分)

1. 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金

※ 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業拠出金の額については、各都道府県連合会により示される。

※ 国民健康保険の保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業について、65歳未満の被保険者の療養の給付等に要する費用の額及び前期高齢被保険者の療養の給付等に要する費用の額に前期高齢者の財政調整制度を考慮する。



(1) 保険財政共同安定化事業拠出金

$$\left[\begin{array}{ccccccc} i & \times & 1/2 & \times & (ii + iii + iv) & \div & \text{各都道府県内のすべての市町村の} \\ & & & & & & ii + iii + iv \\ & + & & & & & \end{array} \right] = \left[\begin{array}{ccccc} i & \times & 1/2 & \times & \text{平成18年度の各月末における0~74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数} \\ & & & & \div & \text{各都道府県内のすべての市町村の平成18年度の各月末における0~74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数の合計} \\ & & & & & & \end{array} \right] = \text{保険財政共同安定化事業拠出金(円)} A \right]$$

※ i ~ ivについては、シート3(参考①)を参照

(2) 高額医療費共同事業拠出金

$$v \times (vi + vii + viii) \div \text{各都道府県内のすべての市町村の} vi + vii + viii = \text{高額医療費共同事業拠出金(円)} B$$

※ v ~ viiiについては、シート3(参考②)を参照

(3) 保険財政共同安定化事業事務費拠出金

$$\left[\begin{array}{ccc} \text{当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業に関する事務の処理に要する費用の見込額(円)} & \times & \text{平成18年度の各月末における0~74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数} \\ & & \div \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{各都道府県内のすべての市町村の平成18年度の各月末における0~74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数の合計} \\ \div \end{array} \right] = \text{保険財政共同安定化事業事務費拠出金(円)} C$$

(4) 高額医療費共同事業事務費拠出金

$$\left[\begin{array}{ccc} \text{当該年度における連合会の高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用の見込額(円)} & \times & \text{平成18年度の各月末における0~74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数} \\ & & \div \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{各都道府県内のすべての市町村の平成18年度の各月末における0~74歳の被保険者(65歳未満の退職被保険者等を除く。)の数の合計数の合計} \\ \div \end{array} \right] = \text{高額医療費共同事業事務費拠出金(円)} D$$

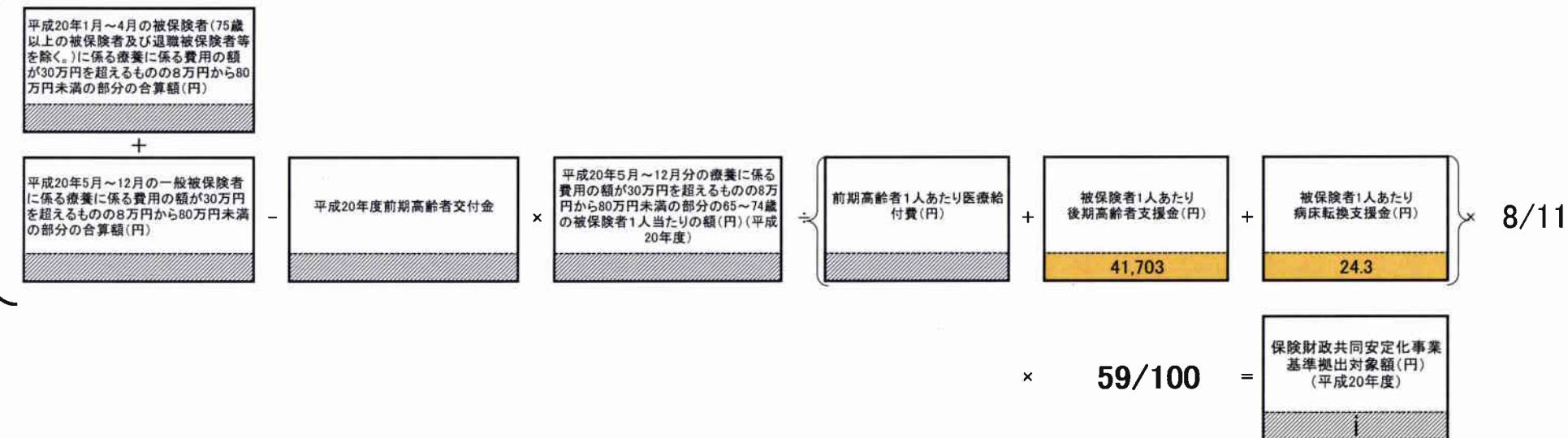
(凡例)

は、全制度を通じて算出される値である。

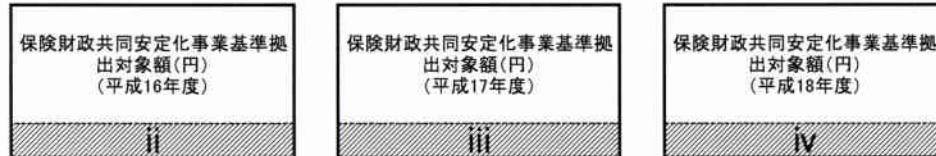
は、各都道府県連合会において示される値である。

(参考) 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額

i 平成20年度 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額



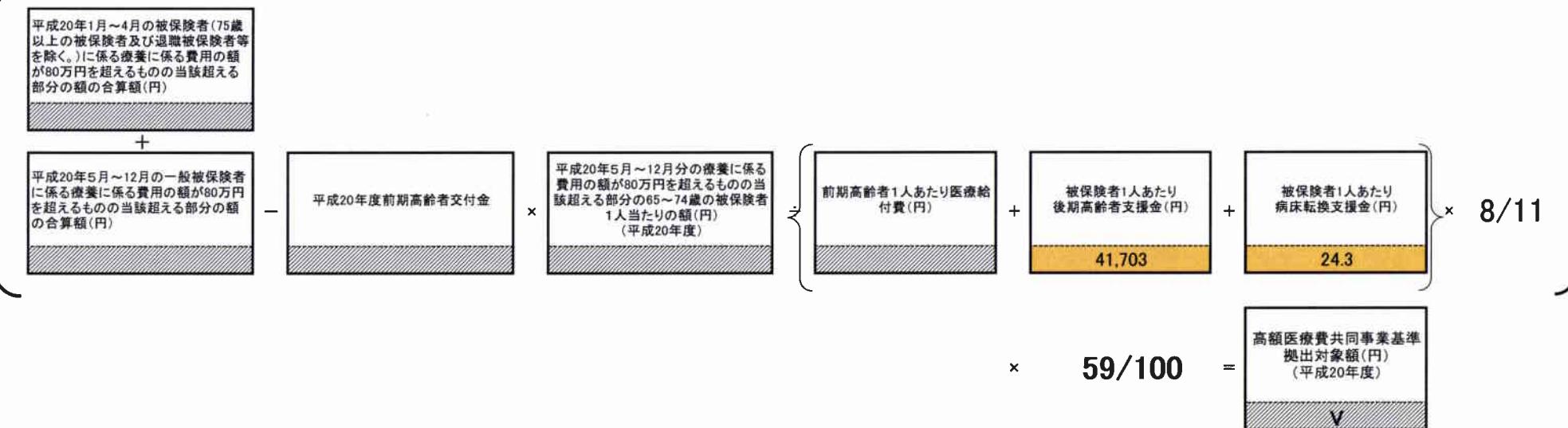
ii ~ iv 平成16～18年度 保険財政共同安定化事業基準拠出対象額 ※ 前期高齢者の財政調整を行わない過年度の基準拠出対象額



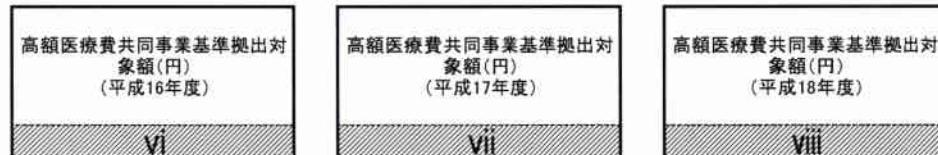
シート 3(参照①)

(参考) 高額医療費共同事業基準拠出対象額

v 平成20年度 高額医療費共同事業基準拠出対象額



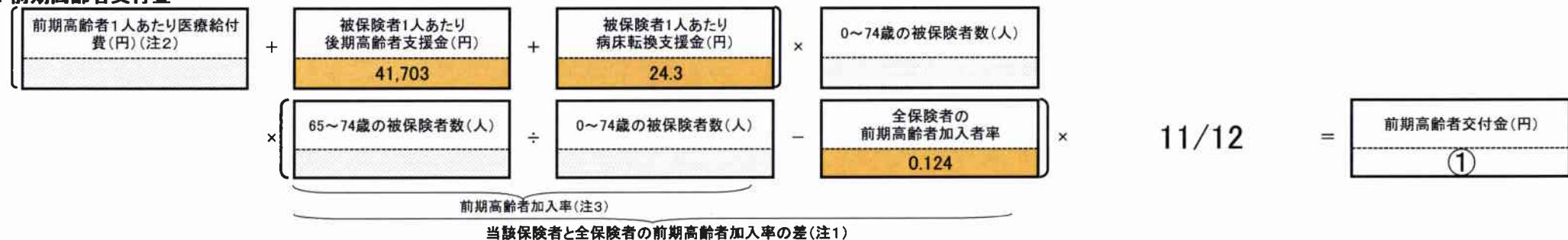
vi～viii 平成16～18年度 高額医療費共同事業基準拠出対象額 ※ 前期高齢者の財政調整を行わない過年度の基準拠出対象額



※シート4は、平成19年4月に厚生労働省と相談の上、全国国民健康保険組合協会が示したもの(若干修正が加えてある)を参考までに提供するものです。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳入分)

1. 前期高齢者交付金



注1: 前期高齢者交付金は、当該保険者の前期高齢者加入率が全保険者の前期高齢者加入率より低い場合は、納付金となる。この場合、「当該保険者と全保険者の前期高齢者加入率の差」の計算式は次のとおり。

$$\frac{\text{全保険者の前期高齢者加入率} - \text{65～74歳の被保険者数(人)}}{\text{0～74歳の被保険者数(人)}}$$

0.124 - 65～74歳の被保険者数(人) ÷ 0～74歳の被保険者数(人)

注2: 当該保険者の前期高齢者一人あたり医療給付費は、全保険者の前期高齢者一人あたり医療給付費に政令で定める率を乗じた額を超える場合には、当該額(以下の計算式)とする。

$$\text{前期高齢者1人あたり医療給付費(円)} = \text{全保険者の前期高齢者1人あたり医療給付費(円)} \times \text{政令で定める率}$$

410,790 = 全保険者の前期高齢者1人あたり医療給付費(円) × 2.1(H20年度)

注3: この他に、持ち出し率(後期支援金と前期納付金が法定給付費等に占める割合)が著しく高い場合の調整が行われる。

(凡例)

は、全制度を通じて算出される値である。

は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳入分)

1. 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金及び前期高齢者交付金相当額

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{退職被保険者等に係るH20年3月分老人医療費拠出金相当額(円)} \\ \text{A} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{退職被保険者等に係る老人医療費拠出精算金相当額(円)} \\ \text{B} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額(円)} \\ \text{C} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{退職被保険者等に係る老人医療費拠出金及び前期高齢者交付金相当額(円)} \\ \text{①} \end{array}}$$

(1)老人医療費拠出金分

①H20年3月分老人医療費拠出金分

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{H20年3月分老人医療費拠出金(円)} \\ \text{A} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{H19年度退職被保険者等0~74歳の被保険者数(人)} \\ \text{B} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{H19年度0~74歳の被保険者数(人)} \\ \text{C} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{退職被保険者等に係るH20年3月分老人医療費拠出金相当額(円)} \\ \text{A} \end{array}}$$

②H18年度老人医療費拠出金精算分

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{H18年度についての確定医療費拠出額(円)} \\ \text{A} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{H18年度についての概算医療費拠出額(円)} \\ \text{B} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{H18年度についての確定医療費拠出額(円)} \\ \text{C} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{H18年度についての概算医療費拠出額(円)} \\ \text{D} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{調整金額の算定率} \\ \text{0.025076} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{H18年度退職被保険者等0~74歳の被保険者数(人)} \\ \text{E} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{H18年度0~74歳の被保険者数(人)} \\ \text{F} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{退職被保険者等に係る老人医療費拠出精算金相当額(円)} \\ \text{B} \end{array}}$$

調整金額

(2)前期高齢者交付金分

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{前期高齢者1人あたり医療給付費(円)} \\ \text{A} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1人あたり後期高齢者支援金(円)} \\ \text{B} \\ 41,703 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者1人あたり病床転換支援金(円)} \\ \text{C} \\ 24.3 \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{0~74歳の被保険者数(人)} \\ \text{D} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{全保険者の前期高齢者加入者率} \\ \text{E} \\ 0.124 \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} 11/12 \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{前期高齢者調整対象基準額} \\ \text{F} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{退職被保険者等0~64歳の被保険者数(人)} \\ \text{G} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{0~74歳の被保険者数(人)} \\ \text{H} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額(円)} \\ \text{C} \end{array}}$$

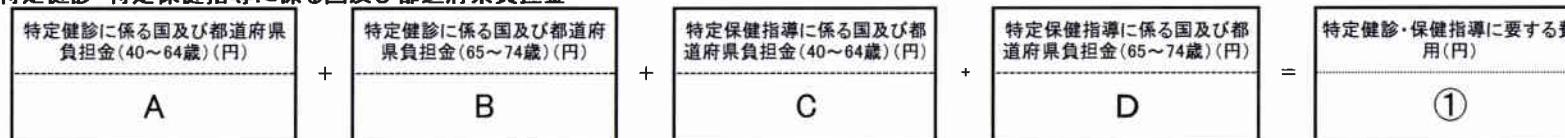
(凡例)

 は、全制度を通じて算出される値である。

 は、各保険者ごとに算出される値。

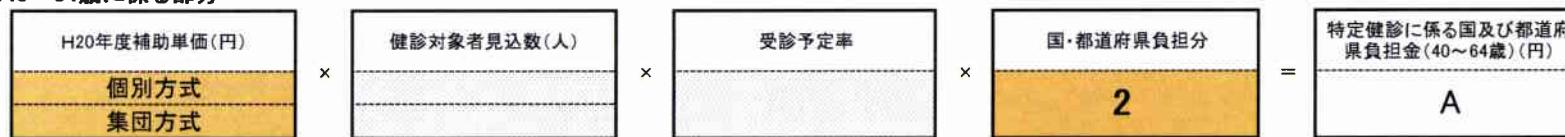
一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳入分)

2. 特定健診・特定保健指導に係る国及び都道府県負担金

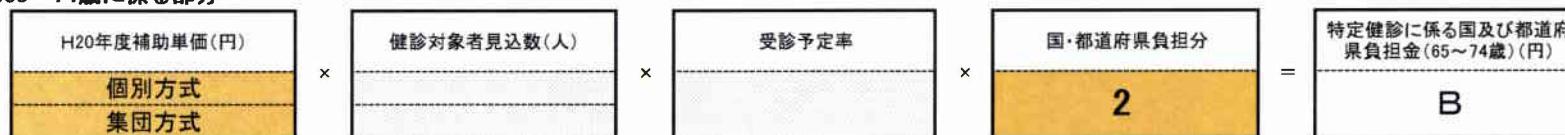


(1) 特定健診に係る国及び都道府県負担金

① 40～64歳に係る部分

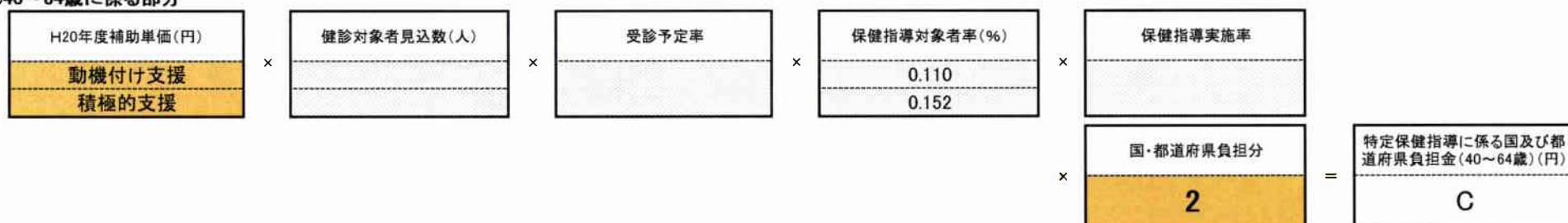


② 65～74歳に係る部分

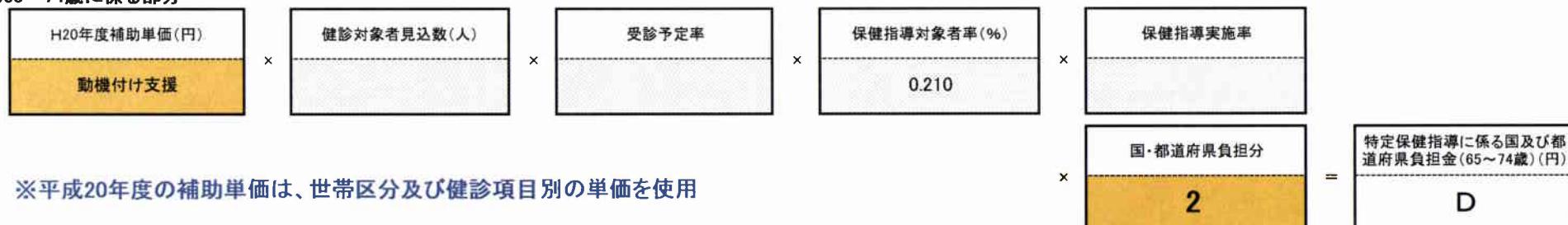


(2) 特定保健指導に係る国及び都道府県負担金

① 40～64歳に係る部分



② 65～74歳に係る部分



※平成20年度の補助単価は、世帯区分及び健診項目別の単価を使用

(凡例)

は、全制度を通じて算出される値である。

は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定・計算式の概要(歳入分)

1. 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金等

※ 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業交付金の額については、各都道府県連合会より示される。

※ 国民健康保険の保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業について、65歳未満の被保険者の療養の給付等に要する費用の額及び前期高齢被保険者の療養の給付等に要する費用の額に前期高齢者の財政調整制度を考慮する。

$$\begin{array}{l} \text{保険財政共同安定化事業交付金} \\ \text{(円)} \\ \boxed{\text{A}} \end{array} + \begin{array}{l} \text{高額医療費共同安定化事業交付金} \\ \text{(円)} \\ \boxed{\text{B}} \end{array} + \begin{array}{l} \text{国・県の高額医療費共同事業負担} \\ \text{金(円)} \\ \boxed{\text{C}} \end{array} = \begin{array}{l} \text{保険財政安定化事業・高額} \\ \text{共同事業交付金等(円)} \\ \boxed{(1)} \end{array}$$

(1) 保険財政共同安定化事業交付金

$$\begin{array}{l} \text{平成20年1月～4月の被保険者(75歳以} \\ \text{上の被保険者及び退職被保険者等を} \\ \text{除く。)に係る療養に係る費用の額が30} \\ \text{万円を超えるものの8万円から80万円} \\ \text{未満の部分の合算額(円)} \\ \boxed{\quad} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成20年5月～12月の一般被保険者} \\ \text{に係る療養に係る費用の額が30万円を} \\ \text{超えるものの8万円から80万円未満の部} \\ \text{分の合算額(円)} \\ \boxed{\quad} - \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成20年度前期高齢者交付金} \\ \boxed{\quad} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成20年5月～12月分の療養に係る費} \\ \text{用の額が30万円を超えるものの8万円} \\ \text{から80万円未満の部分の65～74歳の} \\ \text{被保険者1人当たりの額(円)(平成20} \\ \text{年度)} \\ \boxed{\quad} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{前期高齢者1人あたり医療給} \\ \text{付費(円)} \\ \boxed{\quad} \end{array} + \begin{array}{l} \text{被保険者1人あたり} \\ \text{後期高齢者支援金(円)} \\ \boxed{41,703} \end{array} + \begin{array}{l} \text{被保険者1人あたり} \\ \text{後期高齢者支援金(円)} \\ \boxed{24.3} \end{array} \times 8/11 \times 59/100 = \begin{array}{l} \text{概算保険財政共同安定化} \\ \text{事業交付金(円)} \\ \boxed{\text{A}} \end{array}$$

(2) 高額医療費共同安定化事業交付金

$$\begin{array}{l} \text{平成20年1月～4月の被保険者(75歳以} \\ \text{上の被保険者及び退職被保険者等を} \\ \text{除く。)に係る療養に係る費用の額が80} \\ \text{万円を超えるものの当該超える部分の} \\ \text{額の合算額(円)} \\ \boxed{\quad} \end{array} + \begin{array}{l} \text{平成20年5月～12月の一般被保険者} \\ \text{に係る療養に係る費用の額が80万円を} \\ \text{超えるものの当該超える部分の額の合} \\ \text{算額(円)} \\ \boxed{\quad} - \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成20年度前期高齢者交付金} \\ \boxed{\quad} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成20年5月～12月分の療養に係る費} \\ \text{用の額が80万円を超えるものの当該超} \\ \text{える部分の65～74歳の被保険者1人当} \\ \text{たりの額(円)(平成20年度)} \\ \boxed{\quad} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{前期高齢者1人あたり医療給} \\ \text{付費(円)} \\ \boxed{41,703} \end{array} + \begin{array}{l} \text{被保険者1人あたり} \\ \text{後期高齢者支援金(円)} \\ \boxed{24.3} \end{array} \times 8/11 \times 59/100 = \begin{array}{l} \text{概算高額医療費共同安定} \\ \text{化事業交付金(円)} \\ \boxed{\text{B}} \end{array}$$

(3) 国・県の高額医療費共同事業負担金

$$\begin{array}{l} \text{高額医療費共同事業拠出金(円)} \\ \boxed{\quad} \end{array} \times 1/2 = \begin{array}{l} \text{国・県の高額医療費共同事業負担} \\ \text{金(円)} \\ \boxed{\text{C}} \end{array}$$

(凡例)

 は、全制度を通じて算出される値である。

 は、各都道府県連合会において示される値である。

※ シート7は、平成19年4月に厚生労働省と相談の上、全国国民健康保険組合協会が示したもの(若干修正が加えてある)を参考までに提供するものです。

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定・計算式の概要(歳出分)

1. 後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額

$$\text{後期高齢者支援金(円)} \quad + \quad \text{病床転換支援金(円)} \quad + \quad \text{後期高齢者支援金に係る事務費拠出金等(円)} = \text{後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額(円)}$$

A B C (1)

(1)後期高齢者支援金

$$\text{被保険者1人あたり後期高齢者支援金(円)} \times \text{0~74歳の被保険者数(人)} \times \text{後期高齢者支援金調整率(注1)} \times \frac{11}{12} = \text{後期高齢者支援金(円)}$$

41,703 11/12 A

注1:後期高齢者支援金調整率は、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標の達成状況等を勘案し、90／100～110／100の範囲内で政令で定めるところにより算定される率。

(2)病床転換支援金

$$\text{被保険者1人あたり病床転換支援金(円)} \times \text{0~74歳の被保険者数(人)} \times \frac{11}{12} = \text{病床転換支援金(円)}$$

24.3 11/12 B

(3)後期高齢者支援金に係る事務費拠出金等

$$\text{後期高齢者に係る事務費拠出金単価(円)} \times \text{0~74歳の被保険者数(人)} \times \frac{11}{12} = \text{後期高齢者支援金に係る事務費拠出金(円)}$$

6.6 11/12 C

(凡 例)

は、全制度を通じて算出される値である。

は、各保険者ごとに算出される値。

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の算定・計算式の概要(歳入分)

1. 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額

$$\text{退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額(円)} \quad + \quad \text{退職被保険者等に係る病床転換支援金相当額(円)} = \text{退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額(円)}$$

A B ①

(1)後期高齢者支援金分

$$\text{被保険者1人あたり後期高齢者支援金(円)} \times \text{退職被保険者等被保険者数(人)} \times \text{後期高齢者支援金調整率} \times 11/12 = \text{退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額(円)}$$

41,703 A

(2)病床転換支援金分

$$\text{被保険者1人あたり病床転換支援金(円)} \times \text{退職被保険者等被保険者数(人)} \times 11/12 = \text{退職被保険者等に係る病床転換支援金相当額(円)}$$

24.3 B

(凡例)

は、全制度を通じて算出される値である。

は、各保険者ごとに算出される値。